

生物多様性条約と名古屋議定書

－ 「遺伝資源へのアクセスと利益配分(ABS)」の観点から－

平成**24**年**9**月**26**日
生物多様性条約・**ABS**説明会
大阪科学技術センター

一般財団法人 バイオインダストリー協会
生物資源総合研究所
井上 歩

1. 生物多様性条約とボン・ガイドライン

2. 名古屋議定書

地球環境関連条約

国連環境開発会議
(リオ・サミット)
1992年開催

生物多様性条約
1992年採択 93年発効
加盟 192+EU

気候変動枠組条約
1992年採択 94年発効
加盟 193+EU

19条3,4、8条(g)、17条

15条、8条(j)

カルタヘナ議定書
2000年採択 03年発効
加盟 161+EU

名古屋議定書
2010年採択

京都議定書
1997年採択 05年発効
加盟 189+EU

名古屋・クアラルン
プールの補足議定書
2010年採択

生物多様性条約

- Convention on Biological Diversity (CBD) -

- **1993年12月29日** : 発効(**193**カ国が加盟。米国は未締結)

生物多様性条約(CBD)の目的:

- 1) 生物多様性の保全
- 2) 生物多様性の構成要素の持続可能な利用
- 3) **遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分**
(環境条約であるが、**経済条約的性格をもつ**)

第15条 遺伝資源の取得の機会

1. 各国は、自国の**天然資源に対して主権的権利**を有するものと認められ、遺伝資源の取得の機会につき定める権限は、当該遺伝資源が存する国の政府に属し、**その国の国内法令に従う**。
2. 締約国は、他の締約国が遺伝資源を環境上適正に利用するために取得することを容易にするような条件を整えるよう努力し、また、この条約の目的に反するような制限を課さないよう努力する。
3. この条約の適用上、締約国が提供する遺伝資源でこの条、次条及び第19条に規定するものは、当該遺伝資源の原産国である締約国又はこの条約の規定に従って当該遺伝資源を獲得した締約国が提供するものに限る。
4. 取得の機会を提供する場合には、**相互に合意する条件で**、かつ、この条の規定に従ってこれを提供する。
5. 遺伝資源の取得の機会が与えられるためには、当該遺伝資源の提供国である締約国が別段の決定を行う場合を除くほか、**事前の情報に基づく当該締約国の同意**を必要とする。
6. 締約国は、他の締約国が提供する遺伝資源を基礎とする科学的研究について、当該他の締約国の十分な参加を得て及び可能な場合には当該他の締約国において、これを準備し及び実施するよう努力する。
7. 締約国は、**遺伝資源の研究及び開発の成果並びに商業的利用その他の利用から生ずる利益**を当該遺伝資源の提供国である締約国と公正かつ衡平に配分するため、次条及び第19条の規定に従い、必要な場合には第20条及び第21条の規定に基づいて設ける資金供与の制度を通じ、適宜、立法上、行政上又は政策上の措置をとる。その**配分は、相互に合意する条件で行う**。

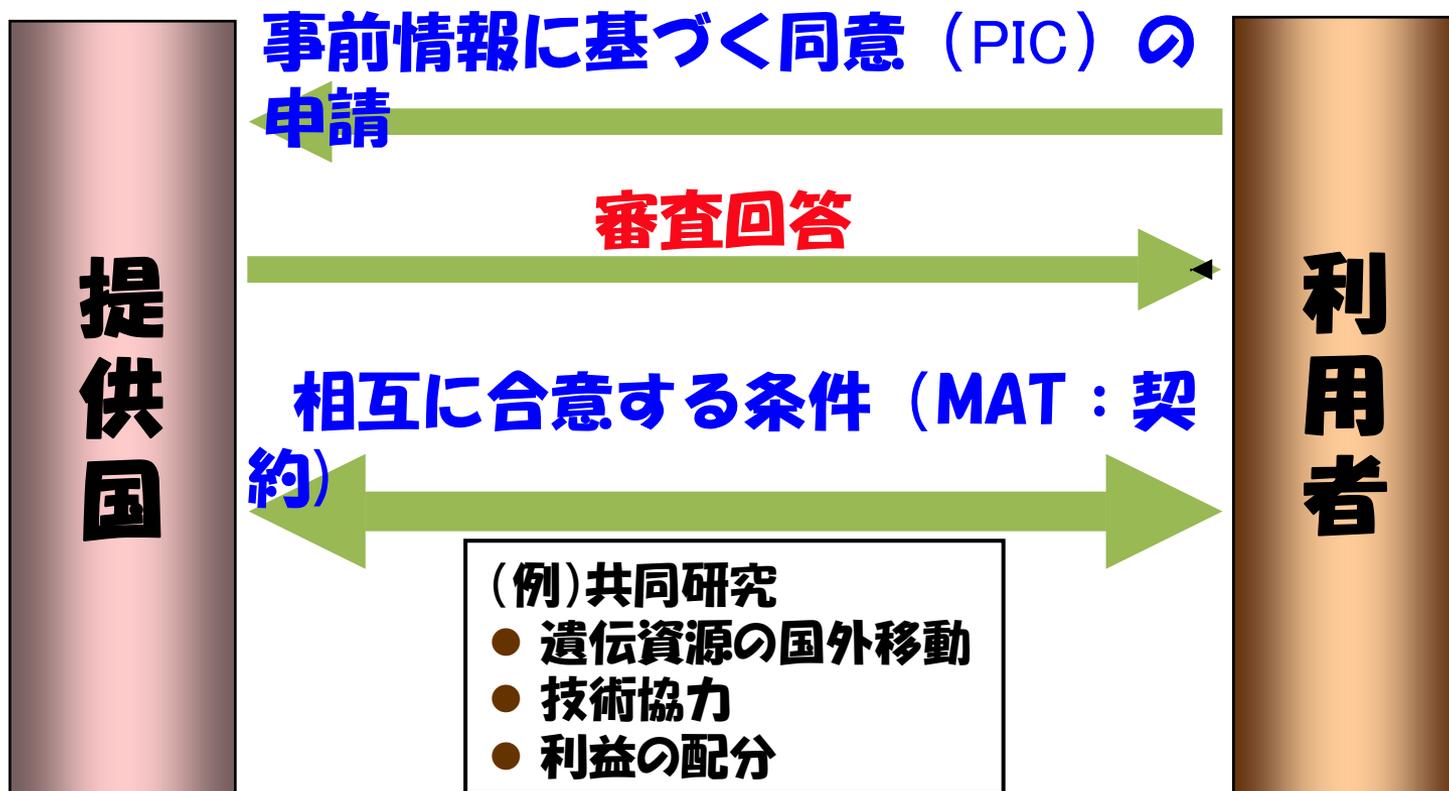
生物多様性条約第15条

遺伝資源へのアクセスと利益配分

(Access and Benefit-sharing, ABS)

- 遺伝資源に対する加盟国の主権的権利を
確認 → 遺伝資源へのアクセスを国内法令で規制することが可能
- 提供国と利用者間での
「事前の情報に基づく同意(Prior Informed Consent : PIC)」
が必要
- 遺伝資源の利用から生じる利益は
「相互に合意する条件(Mutually Agreed Terms : MAT)」(契約)
で配分する

CBD第15条(遺伝資源へのアクセスと利益配分) 利用者と提供国の二者間交渉



第8条 生息域内保全

締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合には、次のことを行う。

- (j) 自国の国内法令に従い、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連する伝統的な生活様式を有する**原住民の社会及び地域社会の知識、工夫及び慣行を尊重し、保存し及び維持すること、**そのような知識、工夫及び慣行を有する者の承認及び参加を得てそれらの一層広い適用を促進すること並びにそれらの利用がもたらす**利益の衡平な配分を奨励すること。**

生物多様性条約第8条(j)項 伝統的知識(TK)の尊重

- 原住民・地域社会のTKを尊重する
- TKの利用がもたらす利益の衡平な分配を奨励する
- ただし、TKは定義されていない

(ABSの対象は「**遺伝資源に関連した伝統的知識**」)

用語

■ **生物資源(biological resources)** CBD第2条

生物資源には、現に利用され若しくは将来利用されることがある又は人類にとって現実の若しくは潜在的な価値を有する**遺伝資源**、**生物**又はその部分、**個体群**その他生態系の**生物的な構成要素**を含む。

■ **遺伝資源(genetic resources)** CBD第2条

遺伝資源とは、現実の又は潜在的な価値を有する**遺伝素材**をいう。

遺伝素材とは、**遺伝の機能的な単位**を有する**植物**、**動物**、**微生物**その他に由来する**素材**をいう。

ABSを巡る議論の推移

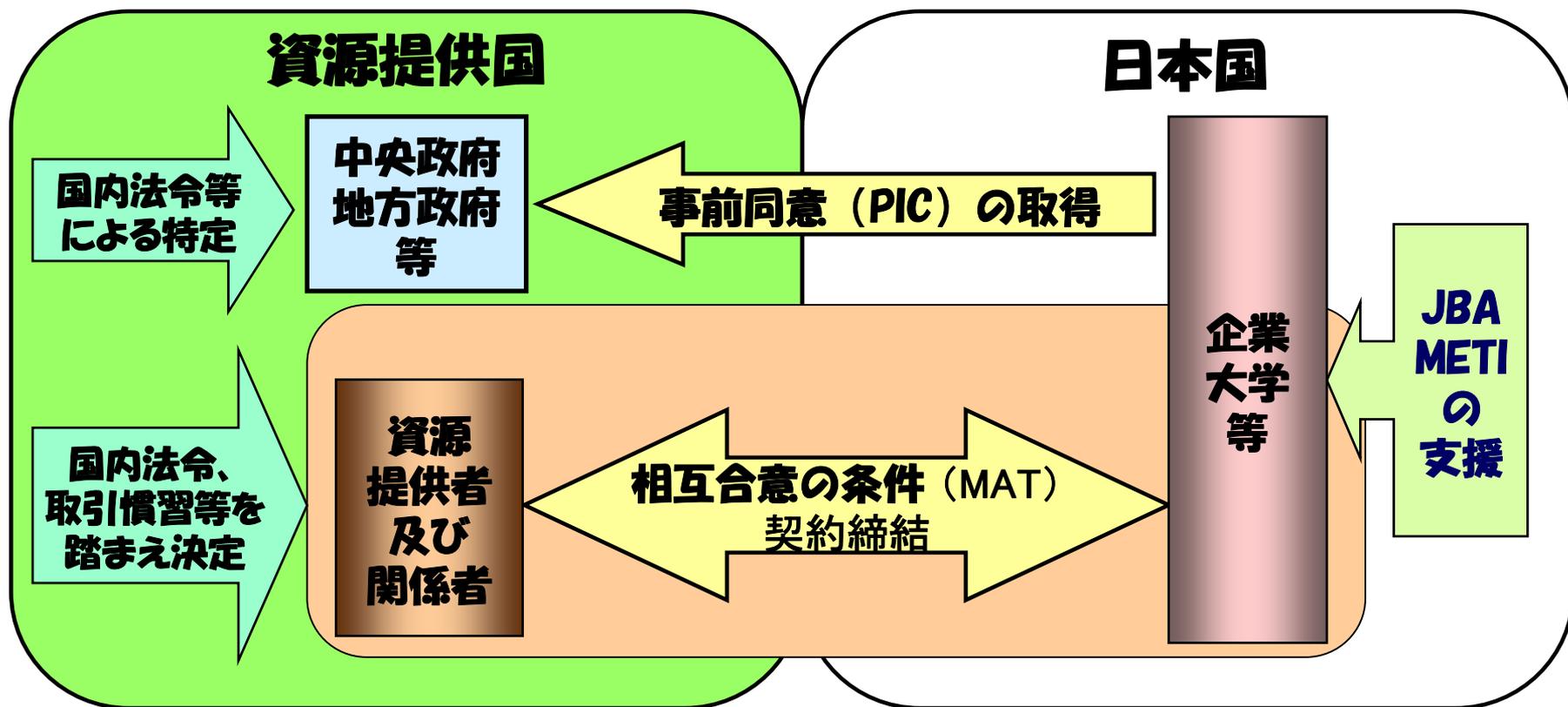
- 1993.12.29 「**生物多様性条約(CBD)**」が発効
- 1998.5 COP4でABSが正式議題になる。
- 2000.5 COP5でガイドラインの策定方針を決定。
- 2002.4: COP6で「**ボン・ガイドライン**」を採択。
- 2002.9 ヨハネスブルグ・サミット。
利益配分の **国際的制度(IR)**の交渉を決定
- 2003.3～ CBDの下で**IR**の交渉を継続。
入り口論で対立。2006年COP8で、2010年のCOP10までに交渉作業の終了を決定。しかし、交渉は最後まで難航。
- 2010.10 COP10で「**名古屋議定書**」を採択。

ボン・ガイドライン

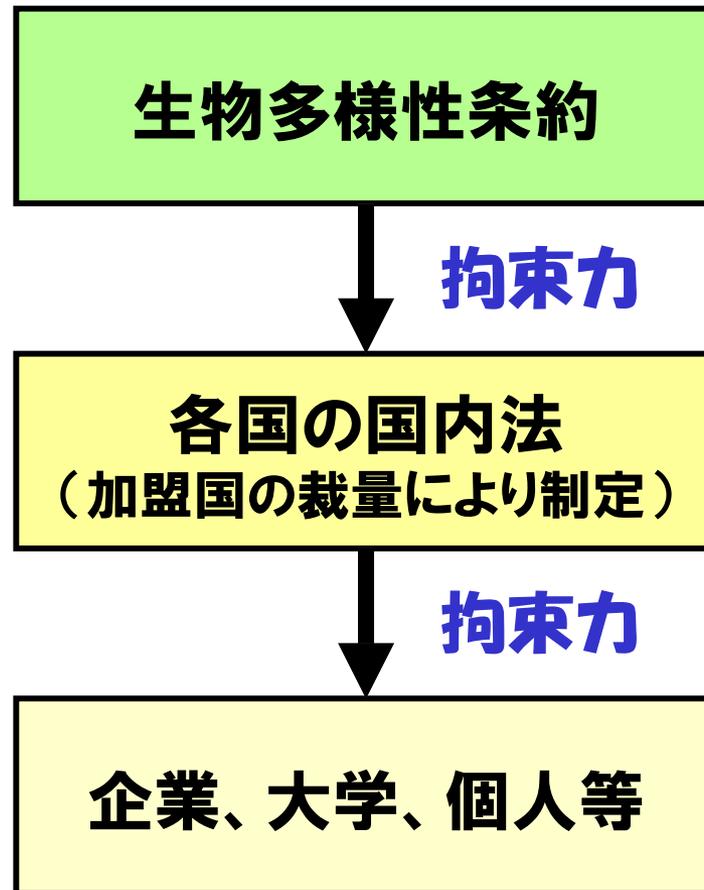
- **CBDに基づく任意のABS国際ガイドライン**
- **1998年に審議開始、2002年のCOP6で採択**
- **目的：**
 - ・ **行政官**
 - ・ **資源提供者と利用者**
 - ・ **原住民・地域社会等****のための多目的な指針**
- **JBA仮訳：**
<http://www.mabs.jp/archives/bonn/index.html>

アクセスと利益配分の枠組み

CBD、ボン・ガイドライン



条約、国内法、企業・大学等の関係



ABS国内法を有する国の例

ABS関連国内法を制定している国はCBD加盟国193カ国の内、約20%程度である。限定した分野におけるABS法令を持つ国もある。

■インド、エチオピア、ケニア、コスタリカ、パナマ、フィリピン、ブラジル、ベトナム、ベネズエラ、ペルー、ボリビア、マラウイ、マレーシア(サラワク州、サバ州)、南アフリカ、等

■豪州(連邦政府、クイーンズランド州、北部準州、等)、
ノルウエー

遺伝資源へのアクセスの 基本的な考え方

海外遺伝資源にアクセスする際には、まず、

■ 提供国の国内法の遵守

提供国が定めている国内法令、行政措置等に従うことが大前提

国内法、行政措置等がない場合には、

■ CBDの原則、ボン・ガイドライン推奨ルール

契約交渉の際にはCBDやボン・ガイドラインで推奨されているルールに従うことが重要

ABSに関する留意事項

- 遺伝資源と関連する伝統的知識に対して適用される
- 商業用にも、**学術研究**にも適用される
- カルチャー・コレクション等の**保存機関**の資源にも適用される
- 遺伝資源を直接収集しない場合(**仲介者経由**で入手)でも**影響**を受けることがある

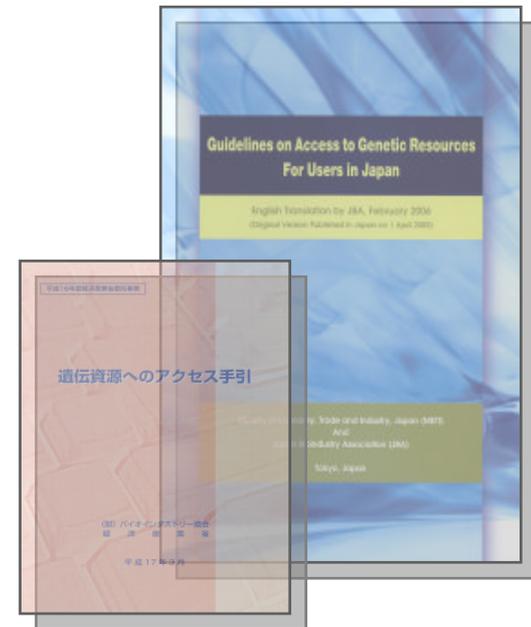
「遺伝資源へのアクセス手引」

- 遺伝資源の利用者にとっての難題
 - * 提供国の「アクセス手続きが不透明」
 - * 「過剰規制」する提供国の出現
- 提供国の矛盾
 - * 利用者がアクセスしなければ、利益も発生しない



これは**双方にとって、マイナス。**
双方にプラスの仕組みが必要。

- 2005年3月：経済産業省委託事業の下、初版発行。
- 2006年2月：英語版発行
- 2012年3月：名古屋議定書の重要原則を導入し、頻繁に尋ねられる質問を追加し、第2版を発行。



日本の「アクセス手引」の特徴

遺伝資源&TK

提供国

利用国側の責任の実施

企業、大学、
研究機関等

「遺伝資源へのアクセス手引」

- ①提供国の国内法令に従う
- ②契約を結ぶ
- ③国内法等がない場合でも、条約とボン・ガイドラインの原則を念頭において、契約を結ぶ

日本

日本の自主的な取り組みとして国際的にも評価

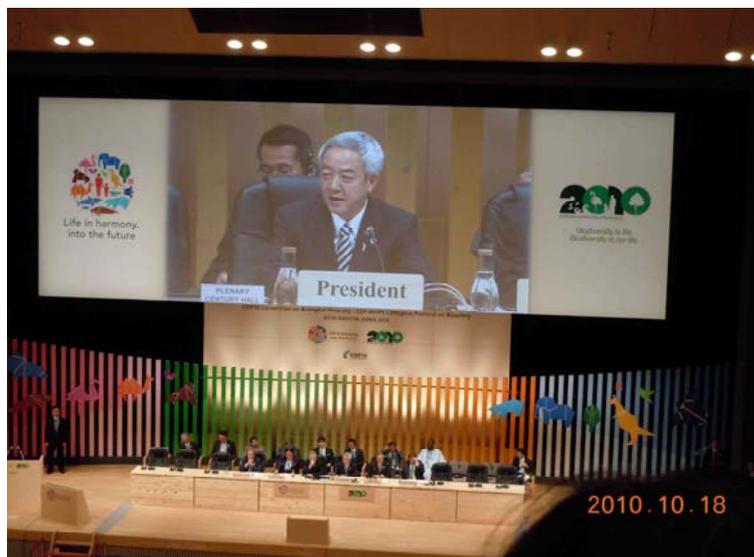
1. 生物多様性条約とボン・ガイドライン

2. 名古屋議定書

生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)

■ COP10(<http://www.cbd.int/cop10/>)

- * 期間:2010年10月18~29日(10月27~29日に閣僚級会合)
- * 場所:名古屋国際会議場
- * 参加:179の締約国・地域、国際機関・企業・市民団体等1万3千人以上
- * 標語:「いのちの共生を、未来へ」(Life in Harmony, into the Future)



遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する 「名古屋議定書」の採択

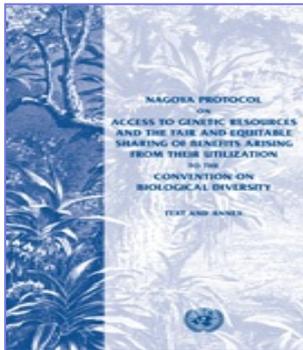
- **途上国側**は、先進国企業による遺伝資源の不正な取得が依然として行われており、利益配分が十分担保されていないと主張。このため、利益配分のための法的拘束力のある枠組みを強く要望。
一方、**先進国側**は、そもそも遺伝資源取得の際のルールすら確立されていない国が多いことから、アクセス手続きの明確化等を求め、2002年の交渉開始以来、議論が対立していた。
- COP10直前の準備会合や、COP期間中の会合を通じて約3週間にわたり精力的に交渉が行われたが、議定書の対象範囲や、遺伝資源の利用国で実施する措置などで対立は解消されず、COP10最終日まで合意は得られなかった。
- COP10最終日に、我が国より「議長提案」を各国に提示し、全体会合に諮ったところ、様々な意見があったものの、最終的には各国が受け入れ、
「名古屋議定書」として採択された。
- 採択された名古屋議定書は、概ね我が国の立場を反映した内容となっているが、**遺伝資源の利用国において遺伝資源の利用をモニターする制度が規定されており、今後、我が国が議定書を批准するためには、国内での担保措置について検討・整備を進めることが必要。**

藪崎他：バイオサイエンスとインダストリー Vol.69 No.2 162-168 (2011)

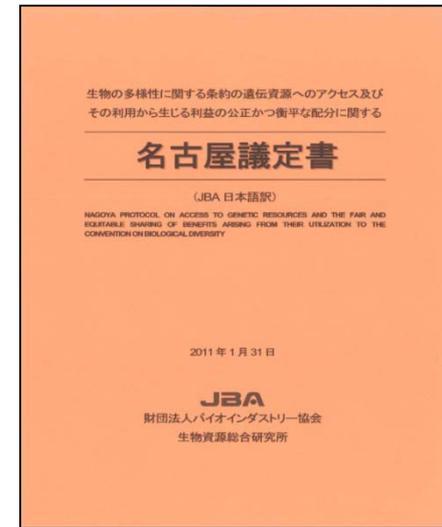
名古屋議定書

CBDで確認された提供国の主権的権利はそのままに、

- ・提供国には、アクセスに関する透明性のある手続きの明確化を義務付け
- ・利用国には、遵守措置(チェックポイント)を義務付け
- ・クリアリングハウス(情報交換の仕組み)の設置を決めた
- ・また、伝統的知識についても、条件付で利益配分の対象となった



外務省ウェブサイト¹に政府仮訳あり
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/23/5/051_2_01.html)



(JBA日本語訳、英文併記)
<http://www.mabs.jp/archives/nagoya/index.html>

名古屋議定書の概要

条項		要点
目的 (1条)		<ul style="list-style-type: none"> ● 遺伝資源の利用から生じる利益を公正かつ衡平に配分し、生物多様性の保全と持続可能な利用に貢献する
適用範囲 (3条、4条)		<ul style="list-style-type: none"> ● 条約第15条のGR、条約の範囲内の伝統的知識(ATK) ● CBDと他の国際協定間に序列はなく、相互補完的に実施
利益配分 (5条)		<ul style="list-style-type: none"> ● 条約に従い、当事者間の相互に合意する条件(MAT)に基づき行う
アクセス (6条、7条、8条)		<ul style="list-style-type: none"> ● 資源提供国の事前の情報に基づく同意(PIC)が必要 ● ABSに係る法律・規制要件の法的な確実性・明確性・透明性を確保 ● 非商業目的研究、公衆衛生上の緊急事態、食料安全保障への特別の考慮
多国間利益配分の仕組み (10条)		<ul style="list-style-type: none"> ● GRとATKが国境を越えて存在する場合、PICの付与・取得が不可能な場合の利益配分に対処するための多国間メカニズムの必要性を検討
情報交換の仕組み (14条)		<ul style="list-style-type: none"> ● クリアリング・ハウスの設置
遵守	法令遵守 (15条& 16条)	<ul style="list-style-type: none"> ● 提供国の国内法と規制要件に従ったPIC取得とMAT設定を利用国内においてチェックするための「適切で効果的かつ釣合いのとれた立法上、行政上又は政策上の措置」をとる
	GR利用のモニタリング (17条)	<ul style="list-style-type: none"> ● 遵守支援のため、GR等の利用をモニターするために、1ヶ所以上のチェックポイントを指定し、所定情報を収集・受付け

- 遡及適用を認める条項を規定しない
- 派生物を利益配分の直接の対象とすることを義務とせず、当事者間の合意に委ねる

用語(2条)

条約第2条に定義する用語をこの議定書に適用する。

■ 生物資源(biological resources) CBD第2条

生物資源には、現に利用され若しくは将来利用されることがある又は人類にとって現実の若しくは潜在的な価値を有する遺伝資源、生物又はその部分、個体群その他生態系の生物学的な構成要素を含む。

■ 遺伝資源(genetic resources) CBD第2条

遺伝資源とは、現実の又は潜在的な価値を有する遺伝素材をいう。

遺伝素材とは、遺伝の機能的な単位を有する植物、動物、微生物その他に由来する素材をいう。

またこの議定書の適用上、

■ 遺伝資源の利用(utilization of genetic resources) 名古屋議定書第2条 (JBA訳)

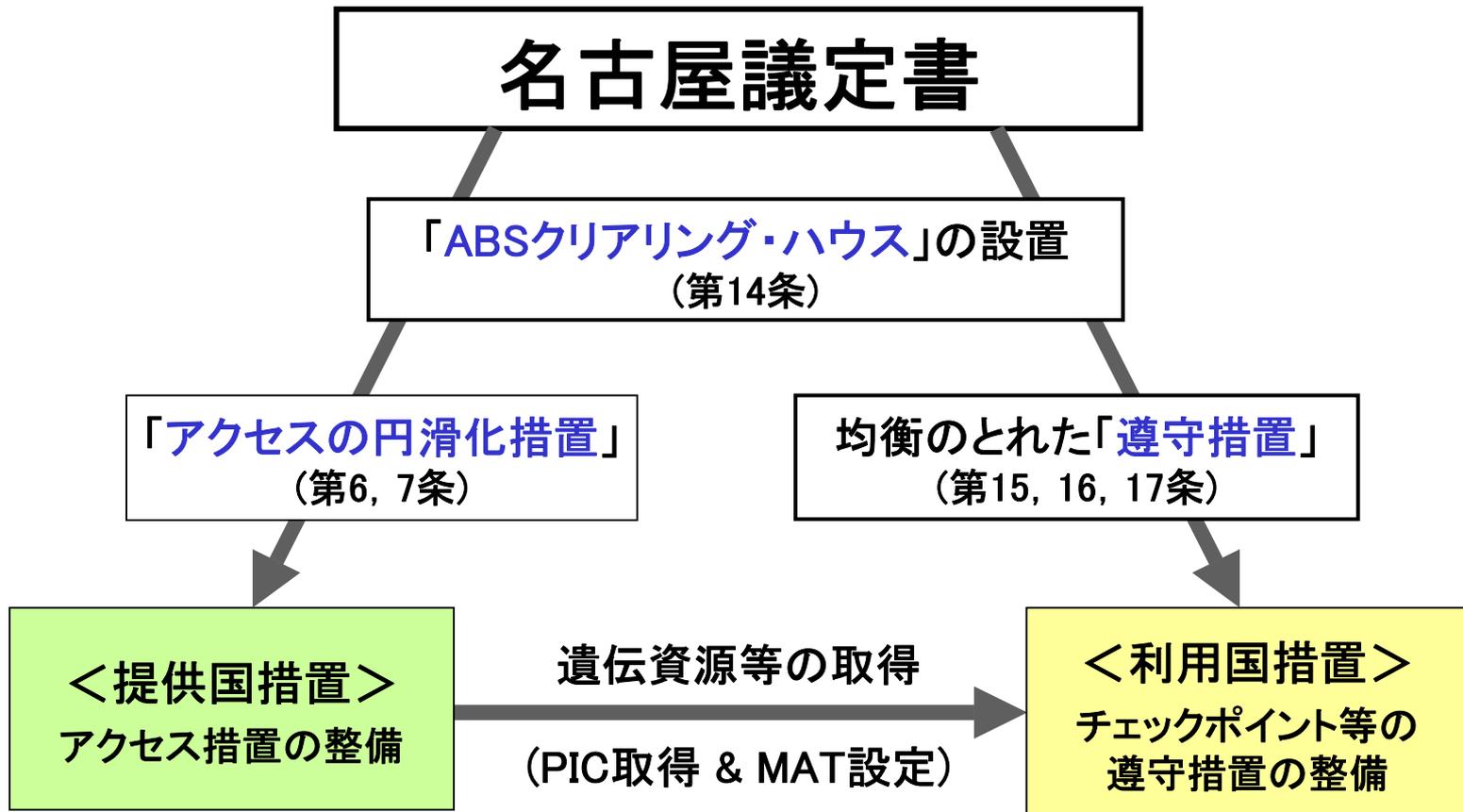
遺伝資源の利用とは、条約第2条に定義するバイオテク/ロジーの応用を通じたものも含め、遺伝資源の遺伝的及び/又は生化学的な構成に関する研究及び開発の行為をいう。

条約第2条に定義する「バイオテク/ロジー」とは、物又は方法を特定の用途のために作り出し又は改変するため、生物システム、生物又はその派生物を利用する応用技術をいう。

■ 派生物(derivatives) 名古屋議定書第2条(JBA訳)

派生物とは、生物資源もしくは遺伝資源の遺伝子発現又は代謝の結果として生じる天然に存在する生化学的化合物をいい、遺伝の機能的な単位を有しないものも含む。

名古屋議定書の構造

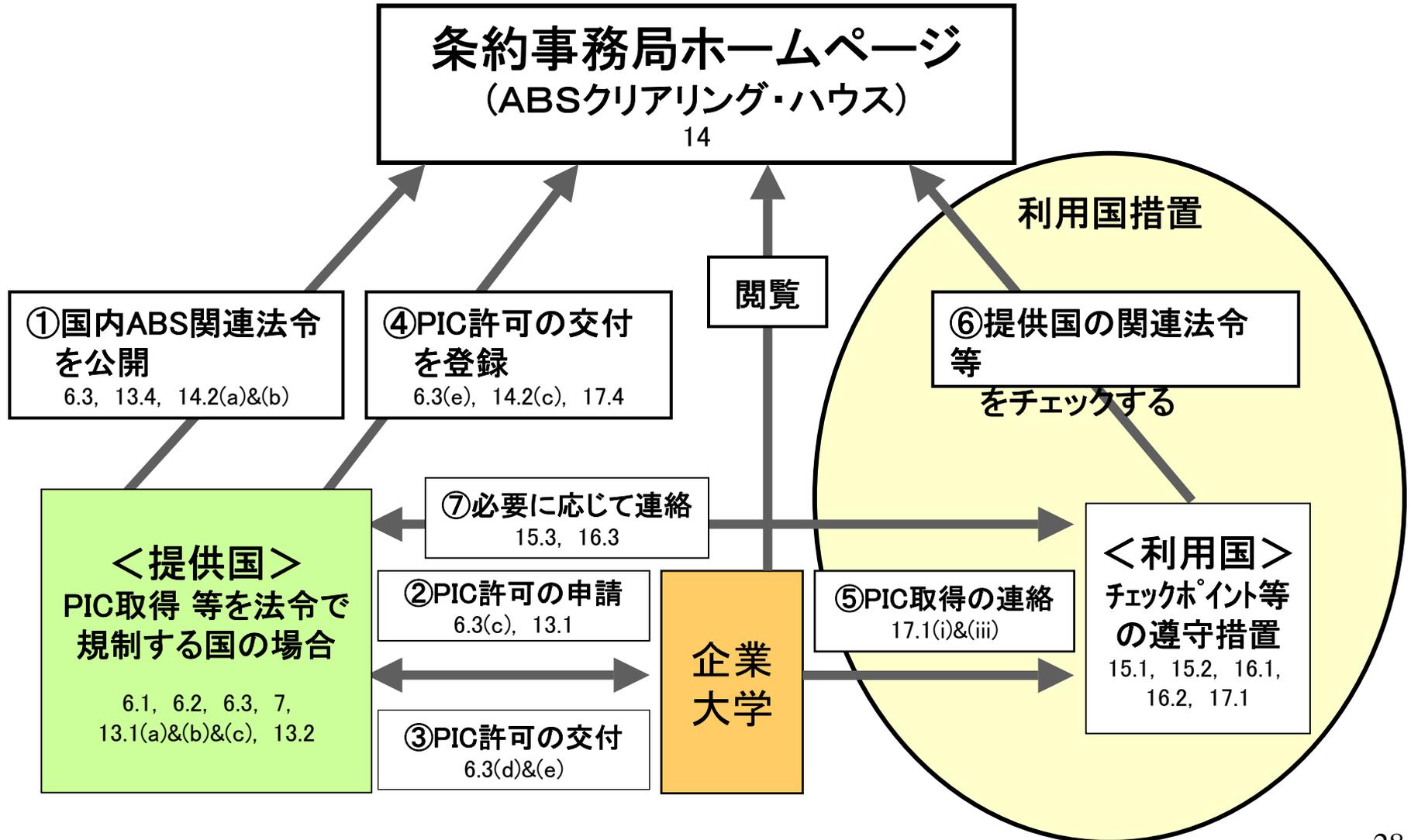


名古屋議定書の課題

- 提供国措置は、整備されるのか？
- 利用国措置は、どのようなものか？
- 円滑に機能する仕組みとは何か？

今後、関係者が
協力して「**円滑に機能する仕組み**」を
設計すべき段階に入った。

名古屋議定書の機能する仕組み



名古屋議定書の発効に向けて

■ 署名、批准の現状 (2012年9月26日現在)

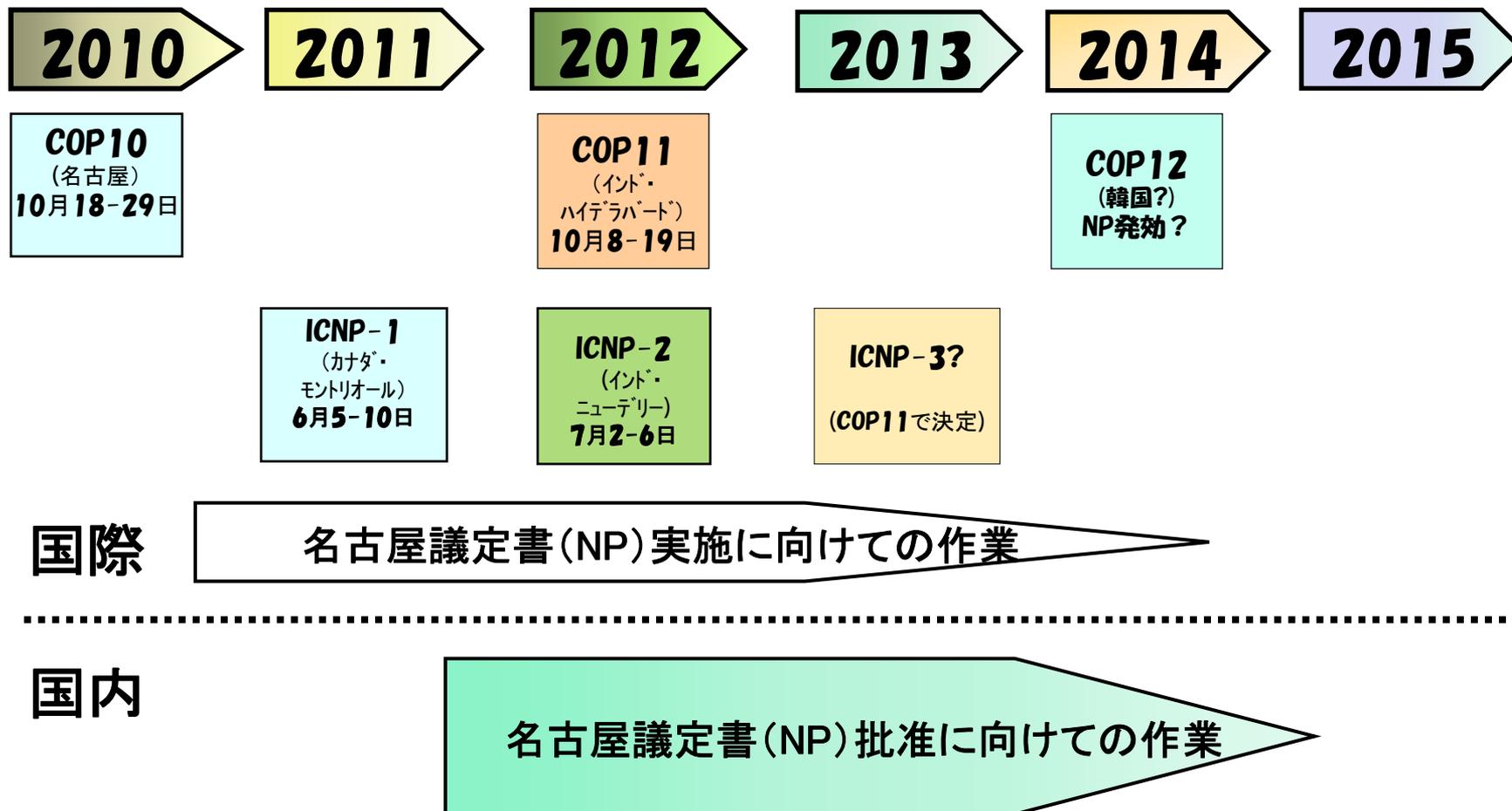
- 署名国: **92カ国**
- 批准国: **5カ国**

(ガボン、ヨルダン、メキシコ、ルワンダ、セイシェル)

ただし、5カ国とも名古屋議定書の下でのABS国内法令を制定したという事は、確認できていない。

- 発効: **50カ国**が批准した日から**90日後**に発効

CBDと名古屋議定書(NP)の主要な日程



今後、日本の産業界が留意すべき点

1. 「日本の国内措置の検討」への対応

- 名古屋議定書には重要事項の解釈において不明確な部分が多々あり、その解釈について国際的にも検討の途上にある。日本は拙速に走るべきではなく、国際動向を把握し、EU等の主要先進国と整合性を持つ国内措置の検討が必要
- 産業界から政府への働きかけが必要
 - ・8/1:「名古屋議定書国内実施に関するバイオ産業界の要望」提出
- 「名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会」
 - ・9月:国内措置の検討のため、環境省が設置

2. 「国際交渉」への対応

- ”地球規模の多国間利益配分の仕組み”等、先送りされ議論への準備が必要

有用なリンク先

- <http://www.cbd.int/>
生物多様性条約事務局のウェブサイト(英語)
- <http://www.cbd.int/abs/>
上記ウェブサイトの下にABSに特化したサイト(英語)
名古屋議定書について詳細記載
- <http://www.mabs.jp/>
JBAが管理するABSに関するウェブサイト(日本語)

